

## 入札説明書

宮崎県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）が行う組合LAN設備機器（賃貸借）等の更改整備、保守及び運用管理等に係る一般競争入札については、令和7年11月26日の公告及びこの入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後、仕様等についての不知又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

### 記

1 公告日 令和7年11月26日

2 競争入札に付する事項

(1) 物品

宮崎県市町村職員共済組合LAN設備機器（賃貸借）等の更改整備、保守及び運用管理等

(2) 物品の特質等

仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和8年3月25日

(4) 契約期間

令和8年3月25日～令和13年3月24日

(5) 納入場所

宮崎県宮崎市瀬頭2丁目4番15号

宮崎県市町村職員共済組合事務局

(6) 入札方法

(1) の物品について入札を実施する。

ア 入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。

イ 入札金額は、賃貸借料及び運用管理費用1月当たりの単価に契約期間月数（60か月）を乗じた金額を記載すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 契約内容の仕様及び数量等

別添仕様書のとおり

### 4 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満たす者

とする

ア 宮崎県の「競争入札参加資格名簿」に登載されている者の中で、物品に関する業種の営業種目においてOA機器かつ、サービス（役務の提供）に関する業種の営業種目において電算業務又は賃貸業務であること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置・設定できると認められる者であること。

エ 本件の物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

(平日 9:00～18:00 の対応が可能のこと)。

オ 宮崎市内に主たる営業所（本店）又は従たる営業所（支店）を有する者であること。

(2) この競争入札に参加しようとする者は、入札参加資格要件確認申請書（別紙様式第1号）に必要な書類を添えて次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ア 提出先 宮崎県宮崎市瀬頭2丁目4番15号

宮崎県市町村職員共済組合総務課

電話番号 0985-24-5282

イ 提出期限 令和7年12月9日（火）午後5時

ウ 提出方法 持参又は送付（送付にあたっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）により提出すること。

エ 確認結果 提出日から1週間以内に書面にて通知する。

### 5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場 所 宮崎県宮崎市瀬頭2丁目4番15号

宮崎県市町村職員共済組合総務課

電話番号 0985-24-5282

(2) 期 間 令和7年11月26日（水）から令和7年12月15日（月）まで

（午前9時から午後5時まで。土、日、祝日を除く。）

### 6 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場 所 5の(1)と同じ。

- (2) 期 間 5の(2)と同じ。
- (3) 入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に係る質問については、令和7年12月9日(火)午後5時まで受け付ける。
- なお、現地調査等が必要な場合は、5の(1)に事前に申し込むこと。

## 7 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の場所及び日時は次のとおりとする。
- ア 場所 宮崎県宮崎市瀬頭2丁目4番15号  
宮崎県市町村職員共済組合会議室
- イ 日時 令和7年12月15日(月) 午前10時30分から
- (2) 入札に参加する者は、組合から交付された入札参加資格要件確認結果通知書(写し可)を提示し、入札執行場所に入場しなければならない。
- (3) 入札に参加する者は、入札書(別紙様式2)に、納入機器等一覧表(貴社様式)を添付して、下記のとおり提出しなければならない。
- (4) 入札書の提出方法は、入札の日時に入札の場所への持参のみとする。
- (5) 入札金額は、別添仕様書に記載した一切の諸経費を含めた額とする。
- なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 代理人が入札を行う場合は、委任状(別紙様式3)を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号(法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
- (7) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)を記載しなければならない。
- (8) 競争入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (9) 競争入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消す。
- (10) 開札には各入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。

## 8 再度入札

- (1) 開札をした場合において、落札者がない場合は直ちに再度の入札を行う。
- (2) 再度の入札の回数は、2回を限度とする。
- (3) 再度の入札書の様式は、初度の入札で使用したものと同じものを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書き等で「再」と記載すること。

(4) 再度の入札を辞退する場合には、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

## 9 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合は、契約保証金の納付が免除されることがある。

## 10 入札の無効に関する事項

次の（1）から（7）のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することができない。

- (1) 競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

## 11 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨